豊橋総合動植物公園 レストラン等

入　店　者　募　集　要　項

豊橋総合動植物公園

１　施設の概要

⑴　名　　称　豊橋総合動植物公園
⑵　所在地　　豊橋市大岩町字大穴１－２３８
⑶　施設概要　敷地面積 396,000 ㎡、駐車場 1,650 台
動物園、植物園、遊園地、自然史博物館の４つのエリアで構成される複合施設。
年間入園者数　令和３年度　960,167 人
令和４年度　1,134,939 人
⑷　開園時間　午前９時から午後４時３０分（夜間開園日は午後９時まで）を原則とする。
⑸　休 園 日　毎週月曜日（祝日及び振替休日の場合は翌平日）及び１２月２９日～１月１日。
※ゴールデンウィーク期間とお盆期間中は、原則として無休。
⑹　開　　設　昭和２９年６月７日

２　建物の概要

＜展望塔＞
⑴ 延べ床面積　　１，４５８．４０㎡
⑵ 構　　造　　鉄筋コンクリート造
＜遊園地入口飲食売店＞
⑴ 延べ床面積　　３２．００㎡
⑵ 構　　造　　鉄骨造
＜西門休憩所＞
⑴ 延べ床面積　　２５０．００㎡
⑵ 構　　造　　鉄骨造

３　レストラン等の概要

⑴　場　　所　①展望塔１階レストラン及び飲食売店（図面１）
②展望塔最上階レストラン（図面２）
③遊園地入口飲食売店　（図面３）
④西門休憩所飲食売店（図面４）
⑵　占 有 面 積　①１７６．００㎡
②　６７．１０㎡

③　４５．９５㎡（テラス含む）
④　　８．６４㎡

(3)　座　席　数　①４８席（レストラン部分の現状席数）
②２４席（現状席数）
③　０席（テイクアウトのみ、テラスあり）
④　０席（テイクアウトのみ）

(4)　営業期間　令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

(5)　営　業　日　４店舗とも開園日に営業。
ただし、入店者の申し出により市が認めた場合は、この限りではありません。

(6)　営業時間　４店舗とも午前９時から午後４時３０分まで（夜間開園日は午後９時まで）を原則とする。
ただし、入店者の申し出により市が認めた場合は、この限りではありません。

(7)　営業種目　レストラン等の営業種目は食事（和食、洋食又は中華）を主体とします。　※取扱品目及び単価については市と協議し、市及び市民等からの要望があれば弾力的に対応するとともにオリジナルメニューや各種限定メニュー、園にちなんだメニューの開発、提供についても取り組んでください。

(8)　内　　装　ホール、厨房は現状のものを使用してください。
内装を改修する場合は原則入店者の負担を基本とします。

(9)　厨房設備等　営業上必要となる厨房設備及び備品・什器は入店者が準備してください。

(10)　施設使用料　豊橋市都市公園条例の規定に基づき算出された額を最低限度額として、入店者の提案をもとに決定します。
（提案例）
例①条例の規定により算出された年額を支払います。
例②年額○○円を支払います。（※最低限度額を上回る額）
例③売り上げ実績の○％を月ごとに支払います。
ただし年間の支払総額が最低限度額に満たない場合は最低限度額を補償します。

(11)　光熱水費等　占有箇所における電気、上下水道、電話、清掃、ごみ処理等の経費は、入店者の負担とします。

(12) 勤 務 体 制　　従業員の勤務体制については、業務が円滑に遂行されるよう留意し、適正に人員配置してください。

(13) そ　の　他　　展望塔１階レストランのみ内線電話があります。

4　申込資格

下記要件を全て満たす場合に限り、応募できるものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や､反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりが無い者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く）でないこと。

(4) 国および地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(6) 必要な営業許可を有し､飲食店事業における 3 年以上の営業経験を持つ者であること。

(7) 事業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。

(8) その他本募集要項で示す条件等を全て満たすこと。

5　申込要件

申し込みは「３レストラン等の概要」で記載した①から④の店舗すべてを一括して管理運営することを要件とします。その他運営体制や使用料等については独自の提案を企画書（様式第２）に記載してください。

6　申込方法

豊橋総合動植物公園レストラン等入店申込書に所要事項を記入のうえ、必要書類とともに担当部局までご提出ください。

受付期間　令和５年１１月６日(月)から令和５年１１月１５日(水)
午後５時必着（持参又は書留郵便に限ります）
※提出された書類は返却いたしません。

7　提出書類

(1)　豊橋総合動植物公園レストラン等入店申込書（様式第１）　１部
(2)　住民票謄本、法人の場合は登記事項証明書　１部
(3)　申込者・連帯保証人について国税及び地方税に滞納がないことが分かる証明書　各１部
(4)　豊橋総合動植物公園レストラン等入店企画書（様式第２）　１部
（指定用紙に書ききれないときは、別紙を添付してください）
(5)　経歴書　１部
・法人の場合　会社経歴書、代表者略歴、役員名簿
・個人の場合　代表者経歴書
(6)　営業成績などを示す書類の提出を求めることがあります。
※必要により上記以外の書類の提出を求めることがあります。

8　特記事項

「展望塔１階レストラン及び飲食売店」「展望塔最上階レストラン」が入る展望塔は、令和６年度から令和１０年度の間に建物老朽化対策のため改修工事を行う予定があります。（現時点で時期や期間は未定。）その場合は、内容が明らかになり次第、事業者に連絡します。

9　その他

(1)　その他の条件については、別添の豊橋総合動植物公園レストラン等使用要項を参照してください。
(2)　豊橋総合動植物公園レストラン等入店申込書を提出された方には、企画書についてヒアリングを行います。（令和５年１１月下旬～１２月上旬を予定）
ヒアリングの日時、場所等は、後日お知らせします。
(3)　豊橋総合動植物公園レストラン等入店申込に関する質問については、文書（電子メール、FAX、持参）で１０月２５日（水）午後５時までに担当部局まで提出してください。（電子メール又はFAXにて提出した場合は、その旨を必ず連絡してください。）

質問に対する回答は、１１月１日（水）に当園ホームページ上に掲載しますので、質問の有無に関わらず確認してください。

【担当部局】
〒441-3147　豊橋市大岩町字大穴 1-238
豊橋総合動植物公園　動植物園
（豊橋総合動植物公園　中央管理事務所内）
ＴＥＬ：（0532）41-2186
ＦＡＸ：（0532）41-8030
e-mail：doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp

レストラン、飲食売店位置図

図面1

展望塔１階レストラン及び飲食売店
１７６．００㎡

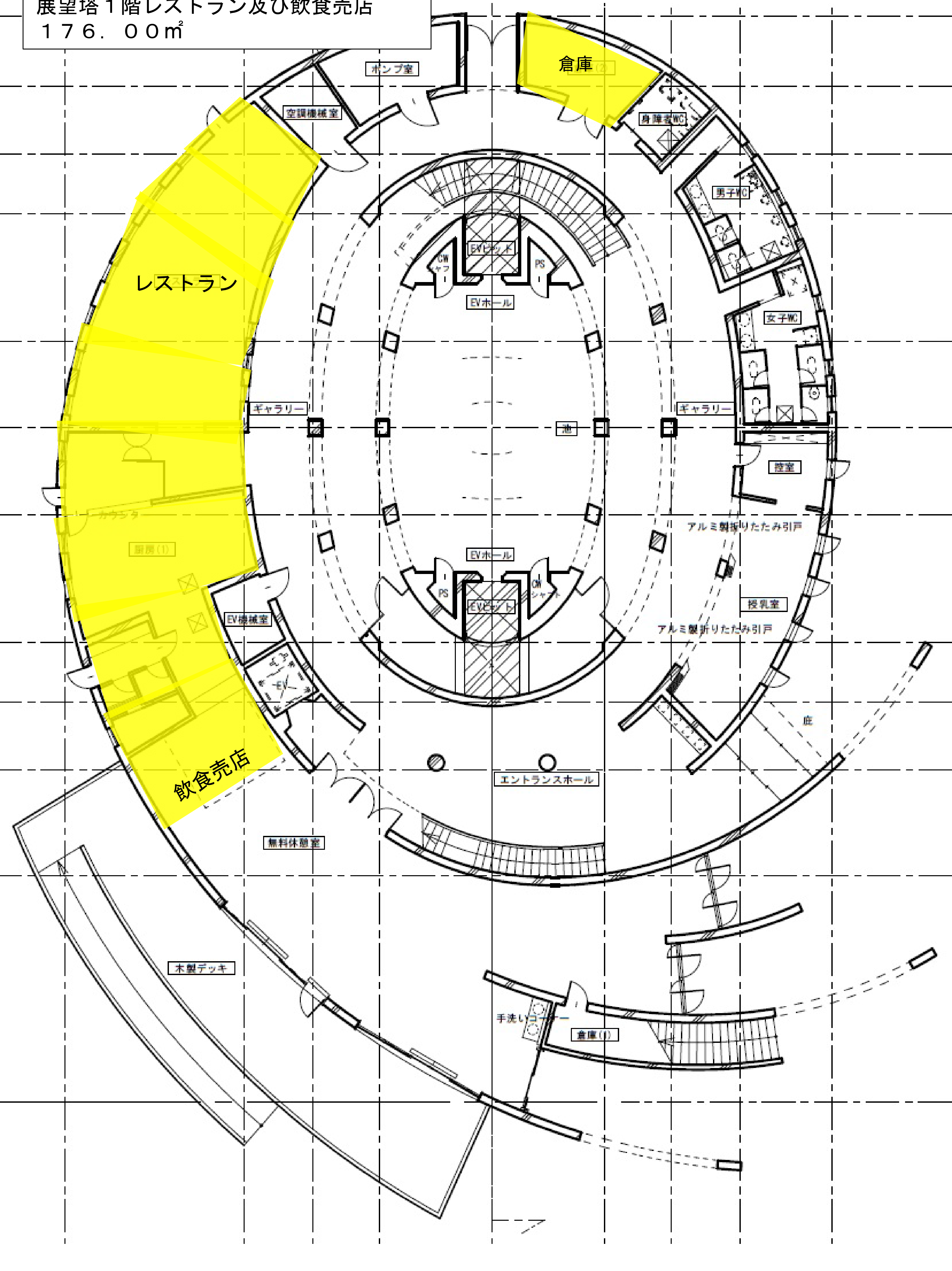

図面2

展望塔最上階レストラン
６７．１０㎡

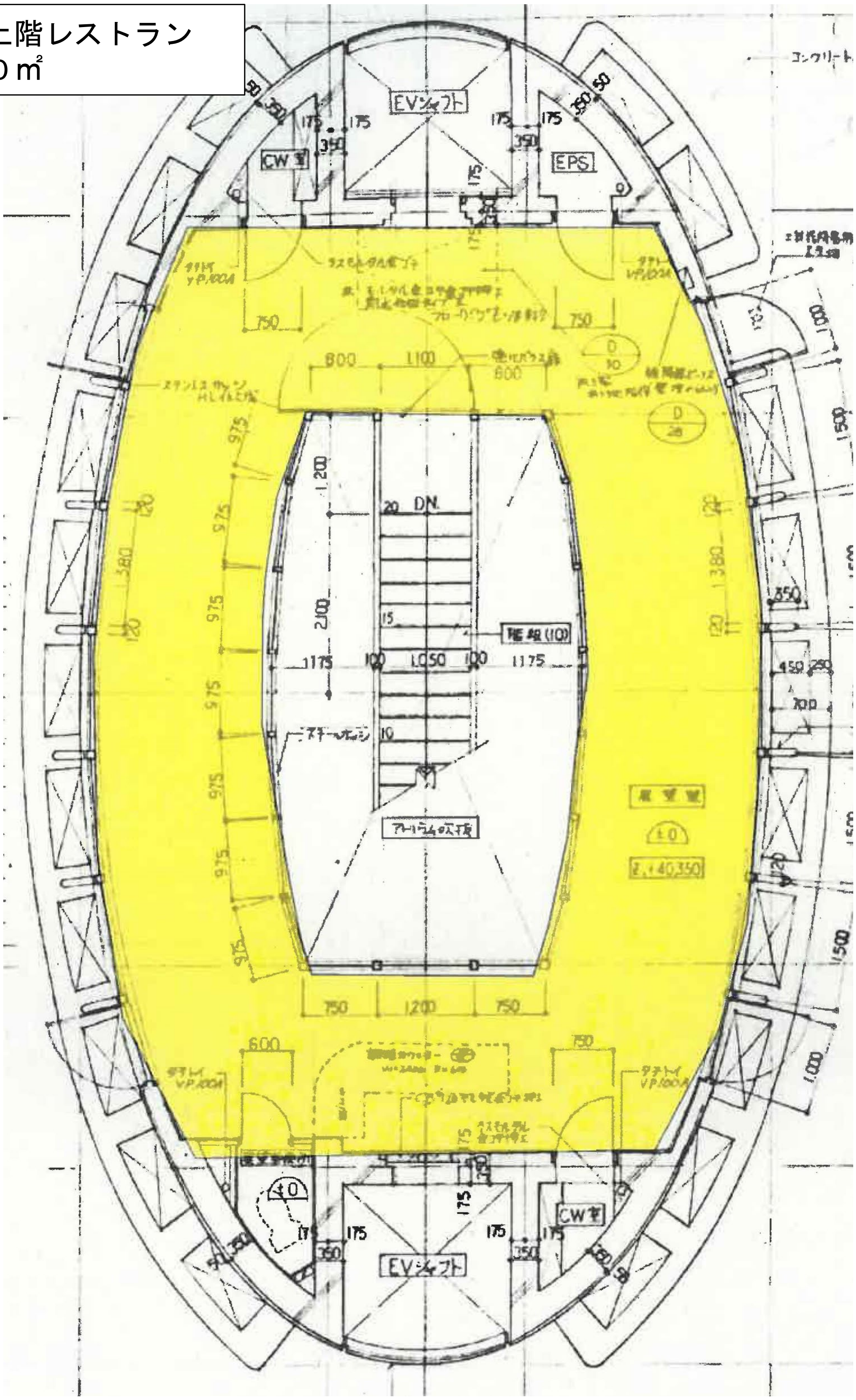

図面3

遊園地入口飲食売店
４５．９５㎡

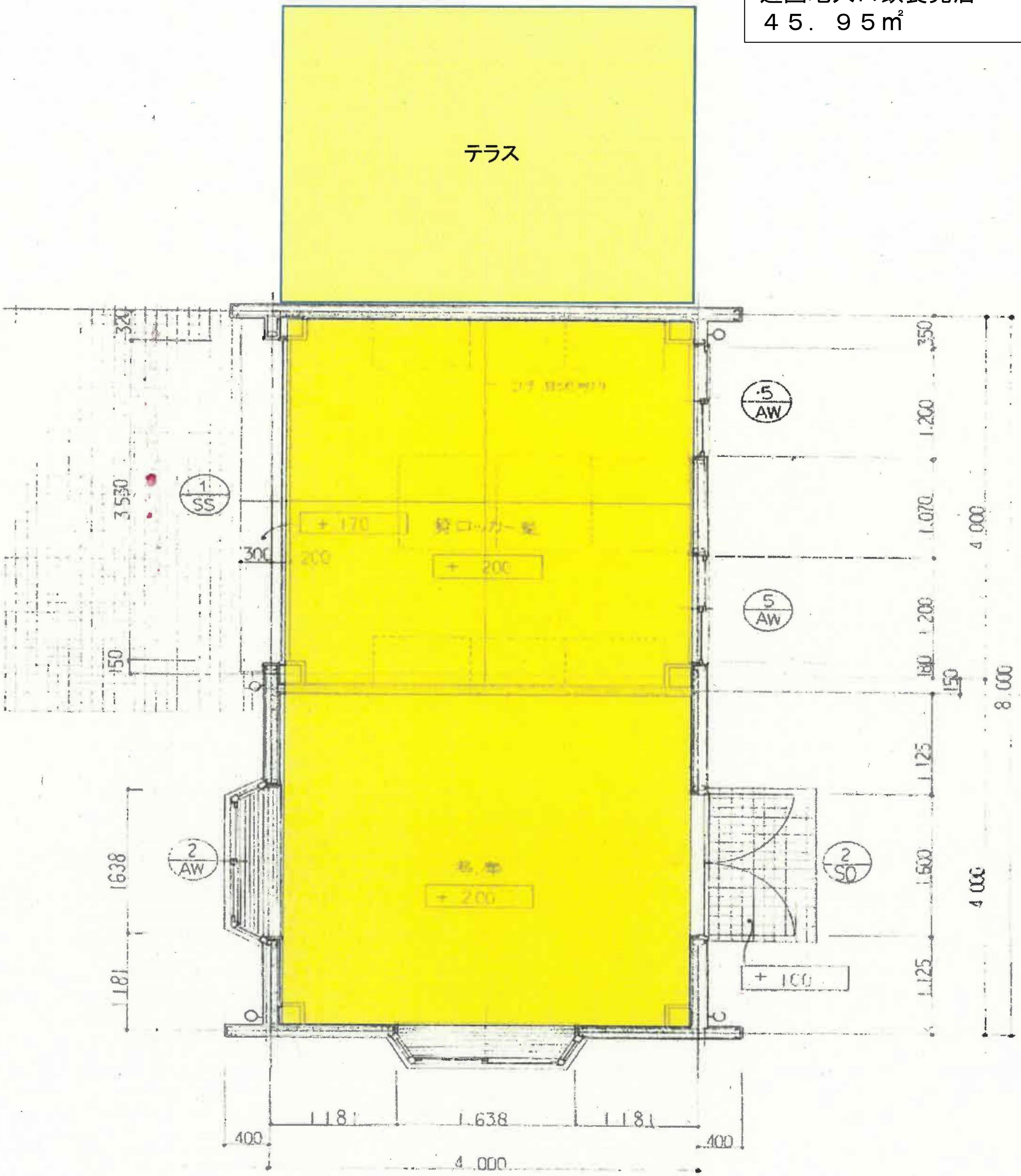

図面4

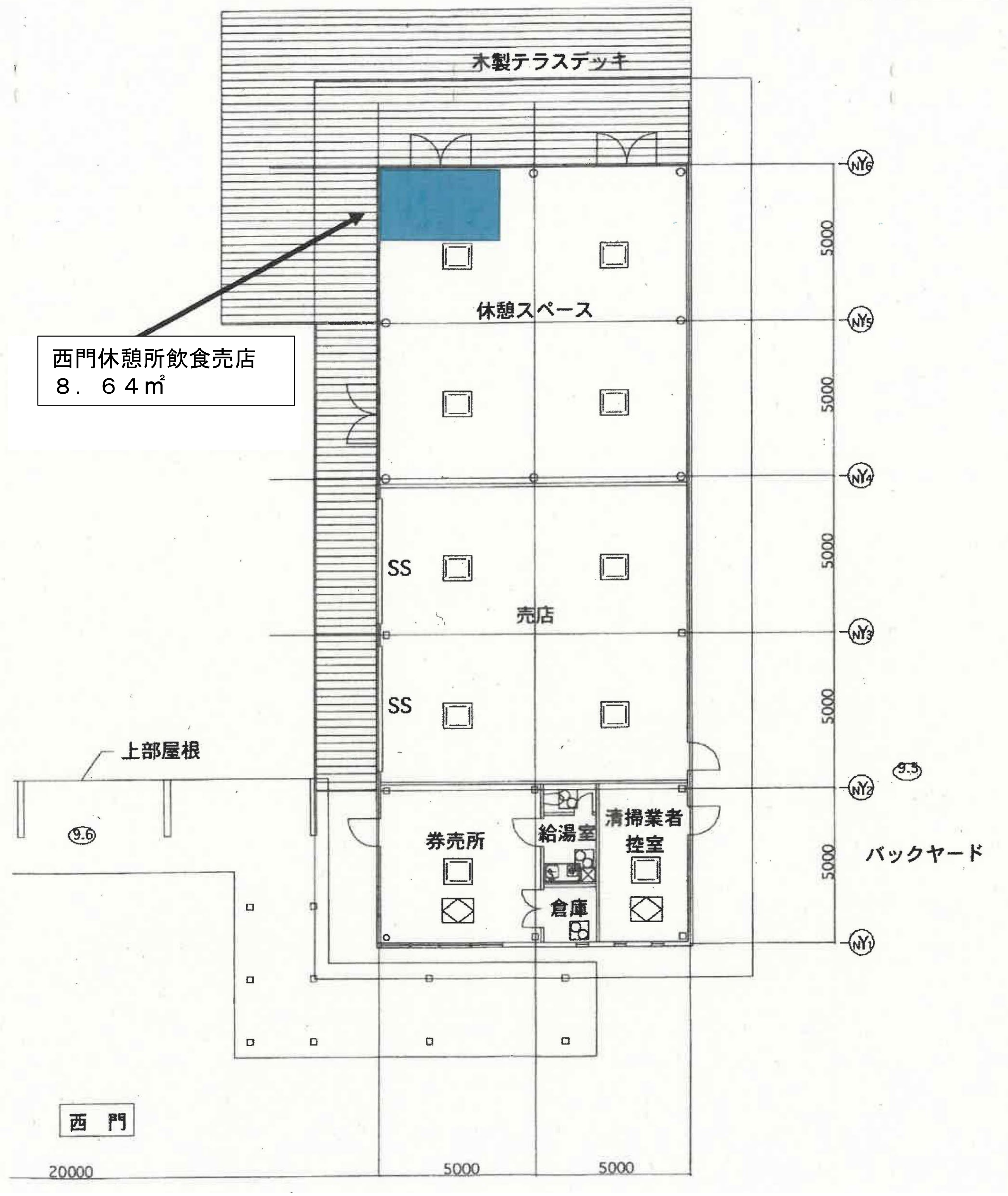

木製テラスデッキ
休憩スペース
西門休憩所飲食売店
８．６４㎡
5000
5000
5000
5000
5000
SS
売店
SS
上部屋根
9.6
9.3
券売所
給湯室
清掃業者
控室
倉庫
バックヤード
西　門
20000
5000
5000